

第 2 種特定鳥獣管理計画の策定について

自然保護課

1 趣 旨

県では、法第 7 条の 2 第 1 項に規定する第 2 種特定鳥獣管理計画(生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣を対象)として、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カモシカ、カワウの 6 種の管理計画を策定し、科学的なデータに基づいた計画的な管理の実施により被害の軽減を図っている。

今回、これらの計画のうち、ニホンザル、イノシシを除く 4 種については、令和 8 年度末に終期を迎えることから、新たな計画を策定する必要があるため、当審議会に諮問するものである。

[根拠法令：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律]

第 4 条第 1 項

都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとする。

第 4 条第 4 項

都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 51 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならない。

第 7 条の 2 第 1 項

都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(希少鳥獣を除く。)がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣(以下「第 2 種特定鳥獣」という。)の管理に関する計画(以下「第 2 種特定鳥獣管理計画」という。)を定めることができる。

第 7 条の 2 第 3 項

第 4 条第 4 項及び第 5 項並びに前条第 3 項から第 7 項までの規定は、第 2 種特定鳥獣管理計画について準用する。この場合において、同条第 3 項中「前項各号」とあるのは「次条第 2 項各号」と、「第 1 種特定鳥獣の保護」とあるのは「第 2 種特定鳥獣の管理」と、同条第 6 項中「第 2 項第 3 号」とあるのは「次条第 2 項第 3 号」と読み替えるものとする。

2 現行管理計画の概要等

(1) 計画の期間

対象鳥獣	計画年度	計画の期間
ニホンザル	第 5 期	令和 4 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで (令和 5 年 3 月に一部変更済み)
<u>ツキノワグマ</u>	第 4 期	令和 4 年 4 月 1 日から <u>令和 9 年 3 月 31 日まで</u> (令和 6 年 9 月に一部変更済み)
イノシシ	第 4 期	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
<u>ニホンジカ</u>	第 3 期	令和 4 年 4 月 1 日から <u>令和 9 年 3 月 31 日まで</u>
<u>カワウ</u>	第 2 期	令和 4 年 4 月 1 日から <u>令和 9 年 3 月 31 日まで</u>
<u>カモシカ</u>	第 2 期	令和 4 年 4 月 1 日から <u>令和 9 年 3 月 31 日まで</u>

(2) 計画概要

資料 5－3 「1 現行の第2種特定鳥獣管理計画の概要」参照

(3) 次期計画策定にあたっての主な検討点

資料 5－3 「2 次期計画策定にあたっての主な検討点」参照

3 今後のスケジュール(予定)

第14次鳥獣保護管理事業計画の策定と同時に進める。